

# 中央アフリカの5月事件

## ——民主化後アフリカ諸国とフランス——

佐藤 章

### 1 伏線

1996年4月18日に中央アフリカ国軍兵士が反乱を起こした。約100人の反乱兵は、兵営から武器と車両を奪い、翌19日には首都バンギー帯に展開した。反乱兵は、国営ラジオ局の占拠を試みる一方、大統領官邸近くで大統領警護隊と交戦した。

フランス外務省は同日、「中央アフリカ共和国の正統性に対する攻撃」を非難する声明を出し、「同国に在住するフランス人ならびにその他の外国人の安全の確保と、民主的に選出された政権の支援」のために、軍事介入を決定した。同国に駐留するフランス軍は即時作戦行動（作戦名「ザクロ石1」）を開始し、大統領官邸とフランス大使館、バンギ空港の安全を確保した。

反乱兵の要求は、すでに3カ月も支払われていない俸給の支給、軍隊の意向を集約する機関の設置、および国軍参謀総長の更迭などであった。パタセ政権に対する批判は口にされなかった。反乱兵側は「単なるモノの要求であって、政治的意図はない」ことを強調した。

大統領は、19日夕刻に3カ月分の俸給支払いの指示を出したと発表し、反乱兵に帰隊を勧告した。反乱兵側は、反乱兵の処罰をしないという約束を

当局からとりつけ、帰隊を開始した。事件から3日目にはバンギ市内はほぼ正常に復した。パタセ大統領は、24日には国軍参謀総長の更迭を発表し、反乱兵の要求に応えるかたちとなった。

### 2 背景

1993年8月の複数政党制選挙で誕生したパタセ政権は、主にパタセ大統領自身の個人的な人気に支えられて、国民の支持を享受してきた。コリンバ政権と民主化勢力の対立に彩られた、数年にわたる不安定な時期を脱したことで、中央アフリカの社会生活は正常に復し、経済も好調に動き始めた。中央アフリカ人民解放運動(MLPC)を中心とする連立政権は、これらの追い風を受けて安定していた。中央アフリカにおける民主化は順調に進行しているように見えた。

しかし、安定の影で、行財政改革という課題が積み残されたままだった。多くのアフリカ諸国と同様、外国および国際機関からの援助に大きく依存する中央アフリカは、構造調整プログラムの履行を求められていた。パタセ大統領は、今後の国内開発政策の推進のために、さらなる援助資金の供与を希望しており、その点ではドナー側と政権側の利害は一致するはずであった。だが、パタセ

大統領は、本格的な行財政改革を棚上げにしたままで緊縮財政政策を取り、その結果、公務員給与の未払いが常態化した。公務員給与の未払いは前政権期から見られたものだが、その時には、公務員の不満を背景に労働組合が力を強め、野党勢力による民主化要求を側面支援するという構図が見られた。パタセ政権はそれと同じ構図にはまりこんでいった。公務員のなかには最長で1年間も給与を支払われていない者がいるという。1995年半ばから、未払い給与の支給を求める公務員の街頭デモが日常的に行なわれるようになる。

4月の軍反乱にはこのような背景があった。市民の街頭デモに対して、軍人は武力行使という形で、俸給支払いを要求したのである。つまり、4月の軍反乱は、政治運動というよりは、労働運動的性格の強いものだった。政権の奪取が目的でなかったし、野党勢力と結託して起こした行動でもない。野党の連合体である野党勢力民主会議(Code-po)はこの機を捉えて、政権に対する批判行動を展開したが、軍反乱や公務員の抗議行動に乗じただけであって、協力関係があったわけではないようだ。

### 3 再 燃

4月の反乱発生からちょうどひと月目にあたる5月18日に、軍が再び反乱を起こした。当初は、一部兵士による反乱だと報じられたが、その後の事態の展開(介入フランス軍の増派、大規模な在留外国人退去作戦など)を見る限り、国軍のかなりの部分が参加した大規模な反乱だと考える方が妥当である。主たる要求は、4月反乱後に政権と反乱兵側で確認された合意の遵守である。反乱兵を処罰しないこと、武器の管理権を認めることなどが主な合意内容である。今回の反乱は、4月反乱で獲

得した事項の完遂を求めたものであり、基本的には労働運動的な性格のものだったと見てよい。クーデタの意図はなかった。だが、パタセ大統領が反乱兵との直接交渉を拒否した後、反乱兵はそれに対する抗議から、大統領の辞任を要求し、実力行動もエスカレートしていくことになった。

この時点にいたって、バンギ駐留フランス軍は状況を「政府転覆的」と判断し、本国に部隊増援を要請した。国外脱出のためフランス軍基地に避難した在住民間人によれば、バンギ市内では反乱兵と市民が一緒になって、略奪を行なったという。駐留フランス軍は、チャド駐留基地と本国からの増援を受け、2300人規模の人員で、22日に作戦行動(作戦名「ザクロ石2」)を開始した。在留外国人の国外避難作業や、空港や大使館などの拠点の防衛にあたる一方、国営ラジオ局の奪取を図る反乱兵と交戦した。

翌日に、戦闘が小康状態になると並行して、駐留フランス軍は、反乱側と政権の間の調停作業を開始した。ここで注目すべきことは、反乱兵側が、調停交渉への大統領の参加を拒否したことである。大統領の意向はフランス軍を通じて間接的に伝えられる形となった。交渉は、フランス軍と反乱軍の間で進められ、26日に、バンギ司教立ち会いのもと合意を見た。反乱兵が再び軍に復帰できること、武器を管理する権利を持つこと、フランス軍が引き続き治安維持任務につくことなどが約束された。パタセ大統領は、この合意に署名し、反乱兵への特赦と、国内諸勢力から成る「挙国一致内閣」の設立を発表した。

反乱側は、合意の締結を受けて、人質の国民議会議長と国軍参謀総長を解放し、兵舎に帰隊した。帰隊する反乱兵はフランス軍によって護衛されていた。6月4日には、武装解除式がフランス軍立ち会いのもと行なわれた。反乱時に交戦した大統

領警護隊と反乱兵が祝福の抱擁を交わした後、反乱兵側が武器を当局に返納した。この象徴的儀式によって、反乱は終結した。この事件での死者は40人以上、負傷者200人以上と見られている。

#### 4 フランスの役割

5月反乱に対するフランスの介入は、中央アフリカの政治とフランスの対中央アフリカ政策にとってどのような意味を持ったであろうか。

まず第1に、フランスの介入部隊は、主要拠点の防衛によって反乱のもたらす物的被害を抑え、かつ反乱兵と交戦しこれを排除することによって、結果的にパタセ政権を守ったことになる。

第2には、政権に代わって、反乱側と直接交渉に当たることで、事態の收拾を実現した(反乱側の代表者と交渉に当たった責任者は、今回の作戦の現地責任者であるトレット准将であった)。パタセ政権が、この代理協議による合意事項を全面的に受け入れたことで、反乱側は速やかに帰隊した。

重要なことは、反乱兵が帰隊する際、フランス軍が護衛についたことである。さらにフランス軍は、反乱兵の駐屯する兵營の護衛にもあたった。これには、反乱兵の監視と同時に、政権による反乱兵の摘発を防止する意味もあったと思われる。5月反乱の発端となったのは、政権側が、4月反乱を起こした後帰隊した兵士が管理する武器を別の兵營へと移動しようとしたこと——つまり強制的な武装解除の実施——であった。これは、反乱兵にとっては、4月反乱後に当局からとりつけた合意の破棄を意味しており、その抗議が再度の反乱となって現われたのである。反乱兵の処罰は、政権にとって、法によって認められた正当な権利の行使である。しかし、そうすることによって、3度反乱が発生する可能性もあるわけである。いわ

ば、駐留フランス軍は、「法外の法」の執行者としての役割を果たし、事態の收拾を実現したといえる。政権当局をさしおいて、フランスが反乱兵との交渉主体となったことも、おなじ性質をもつ現象である。

第3に、フランスは、事態收拾の直後に、民主的に選出された政権が、援助供与のためのコンディショナリティーにしたがうという既定路線を中央アフリカ側に再確認させた。中央アフリカは、拡大構造調整ファシリティー (ESAF) の供与のための交渉をIMFと続けてきており、この3月にはおおよその合意を見ていたが、今回の反乱によって、その合意は棚上げになってしまった。挙国一致内閣の首相として指名されたングパンデ首相(当時駐仏大使)は、指名の翌日にゴドフラン・フランス協力相と会談し、「フランスは公務員給与の支払いのための資金援助をする用意がある」との言質を得ている。また、ゴドフラン協力相は、「フランス1国ですべてを賄うことは無理だが、フランスのパートナー諸国は中央アフリカの支援に取り組むだろう」と請け合った。つまり、フランスが窓口になって、援助供与側に働きかけていく意思があることをフランスは明確に示したのである。

#### 5 「ラポール後」的軍事介入

パリから帰国したングパンデ新首相は、さっそく挙国一致内閣の組閣作業に入ったが、最終的には、7野党からなる改革派勢力であるCodepoの参加を得ることができず、「挙国一致」とはいいがたい顔ぶれとなった。新内閣は、首相を除く20ポストを、連立与党側とそれ以外の勢力(野党2党と無所属議員、民間人)で10ポストずつ分け合う形で、6月18日に成立した。Codepoは、配分ポストに対する不満から不参加を決め、引き続き野党と

して活動することになった。かくして、中央アフリカは、1カ月の間に2度の反乱を経験したものの、「民主的手続き」にしたがった政局運営へと復帰した。軍事介入それ自体に対する批判は当然あるが、選挙によって選出された体制の維持という面では、フランスは結果的に大きな役割を果たしたと言えるだろう。

ところで、1960年代以降、フランスによるアフリカへの軍事介入は30回を超える。60年代の軍事介入は、もっぱら暴動の鎮圧や体制の支援など、治安維持を目的としていた。70年代の軍事介入(チャド、モロッコ、ザイール)は国際紛争への対応(それぞれリビア、アルジェリア、アンゴラの関与を意識した介入)という性格が見られた。80年代から90年代にかけて行なわれた軍事介入にはとくに共通した特徴は見られなかったが、今回の中央アフリカへの軍事介入には、特殊「ラポール後」的ともいえるべき新しい特徴を見いだすことができる。

まず、1990年代に「民主化」されたアフリカ諸国に対する初めての軍事介入であったこと(95年9月のコモロ介入を例外とする)である。また、より重要なことは、フランスが、アフリカへの影響力行使の基盤としている多国間援助システムを守るために介入したのではないかと思われることである。

1990年6月のフランス・アフリカ首脳会談(於ラポール)での「支援は自由を拡大する努力にリンクされる」というミッテラン発言は、アフリカ各国での民主化運動の高揚を追認し、仏語圏諸国における制度的民主化(軍政から文民制へ、一党制から複数政党制へ)を促進する結果となった。ラポール宣言はまた、民主化を援助供与のための条件として明確に位置づけた点でも重要である。注意すべき

なのは、ここで示された「民主的に選出された政権が、国際援助機関の要請する構造調整政策を可及的速やかに履行する」というモデルは、アフリカ諸国に対する制約であったと同時に、フランスにとっての制約でもあったことである。

フランスは、仏語圏を中心としたアフリカ諸国との特恵的関係を歴史的に維持してきたが、そのための負担(経済援助)を1国で賄うことが困難なため、かなり早い時期から援助財源の確保のために先進国共同でアフリカ問題に対処するシステムを作り上げてきた。逆に言えば、アフリカ諸国に対するフランスの強い影響力は、多国間援助システムによって支えられてきたのである。このことは、フランスが、他の援助供与国の意向から制約を受けることを意味する。フランスは、自らの影響力を維持するために、アフリカのパートナー諸国に対して民主化と構造調整の履行を要求し、支援しなければならない立場にある。

フランスにとっては、自らの勢力圏であるアフリカ諸国が政治的・経済的に逸脱し、援助供与側から見放されることは、フランスの負担の増加、さもなくば資金不足によるアフリカ諸国への影響力の低下を意味する。したがって、フランスは、構造調整と民主化の履行を働きかける一方で、その過程で生ずる逸脱——緊縮財政による民生への打撃と社会不安、民主化後の政治の不安定(暴動、クーデタなど)——を解消するための政策もとらざるを得ない。今回の軍事介入には、そのような性格が強く見られる。いわば、民主化の成果を維持し、国際援助機関とのパイプを修復するために、軍事介入という手段が用いられたと考えられるのである。これは従来になかった、特殊「ラポール後」的な軍事介入だといえるのではないだろうか。

(さとう・あきら/総合研究部)